

# 今年も四国ブロック再犯防止シンポジウムが開催されました！

令和7年12月16日、高松高等検察庁、高松法務局、四国矯正管区、四国地方更生保護委員会と共に「四国ブロック再犯防止シンポジウム」を開催しました。

「社会へつなげる福祉の力」をテーマとしたシンポジウムには、オンライン配信も含め多数の方が参加しました。

“生きづらさ”を抱えた方々に対する、農業を通じた就労支援活動、農福連携についての基調講演、今年新設された拘禁刑についての行政説明、一つの事例を題材に、複数のパネリストがそれぞれの立場から支援策を議論するパネルディスカッションなどを行い、大盛会のうちに終了しました。

ロビーでは各機関における再犯防止の取組について紹介するブースを設け、パネル展示等を行いました。

検察庁は、各地検での法教育の取組について紹介し、再犯防止における法教育の重要性について伝えました。

今年のシンポジウムでは、初めて、香川大学さぬき再犯防止プロジェクトPROSの学生さんたちがパネリストとして登壇し、PROSの活動内容を紹介し、若者からの意見を発表しました。



↑パネルディスカッションの様子



終了後のアンケートでは、農福連携という取組についてこれまで聞いたことがなかったが、支援の形やより発展した連携について知ることのできる貴重な機会となつた、PROSの取組はとてもよいと思った、再犯防止に若い人が関わり、理解者が増えることに期待する、今回、生きづらさを抱えている方への関わり方について話されていることが多い、自分自身もなにができるのか考えるきっかけになりましたなどの意見が寄せられました。

# 当庁の瀬戸 毅 検事長 が閉会挨拶をさせていただきました



ここレクザムホール小ホールにお集まりの皆様、そして、オンラインで御参加の皆様、本日は、誠にありがとうございました。

来年度のシンポジウムの担当機関として高松高等検察庁から一言御礼の挨拶をさせていただきます。

まず、再犯防止活動に関し、自治体、関係法人、そして民間の方々を問わず、四国の皆様は、本当に積極的に関与され、我がことのように主体的に活動をいただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。私事で恐縮ですが、私は、平成29年7月に徳島地方検察庁の検事正として初めて四国勤務を経験しました。再犯防止活動に関する基本法である「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されたのはその前年12月であり、当時、全国的にはまだ官民挙げての再犯防止活動は活発ではなかった中、四国全体が再犯防止に非常に高い関心を寄せ、また熱心に活動しておられたことに心から驚いたことを覚えております。それから8年を経て、再び四国の地に参りましたが、そのころの熱意がしづむどころか、ますます盛んになり、かつ活動の幅も格段に広がっていることを知り、改めて感銘を受けるとともに、皆様から幅広い御支援をいただいておりますことに深く敬意を表します。

さて、本日は、まず基調講演として、高知県でいち早く農福連携の活動に携わった公文一也（くもんかずや）様から、生きづらさを抱えた人たちに農業を通じて居場所や生活の基盤を提供する活動を開始したきっかけや、その後、作業内容や就労先を拡大し、また、対象者として罪を犯して立ち直りを目指している人も受け入れるという、再犯防止の最前線での活動を御紹介いただきました。

続いて、法務省矯正局から、受刑者の現状や、本年6月に導入された拘禁刑の目的と運用方針、処遇の方向性について御説明をいただき、効果的な再犯防止対策として期待されていることが理解できました。

その後、香川大学副学長で法学部教授をされている平野美紀先生をコーディネーターとして、保護観察所、地域生活定着支援センター、特定非営利活動法人、法テラス、大学生を中心とする再犯防止プロジェクトと、それぞれ設立根拠も立場も異なる組織の代表の皆様から、一つの事例を題材に多面的な視点から再犯防止への関わりを議論していただきました。

私たちは、本日の議論を通じ、再犯防止は、一つの機関が一面的な視点で行っても十分な効果は上げられないこと、いろんな立場の人たちがいろんな視点で意見を出し合い、相互に協力・補完しながら活動してこそ、効果的な支援、すなわち立ち直りたいと思っている人が本当に必要と感じている支援、を提供することができるのだと改めて認識することができたように思います。御登壇いただいた皆様、本当にありがとうございました。

では、私の所属する検察庁はどのような形で再犯防止活動に関わっているでしょうか。

皆様御案内のとおり、検察庁は、矯正施設や保護観察所とともに、法務省の中で刑事司法を担当しております。矯正施設や保護観察所は、原則として裁判所で保護処分や刑罰を受けた人を対象としておりますが、検察庁は、法に触れる行為をしたもの裁判所に送る必要はないと判断した場合には、本人をそのまま社会に戻す権限を与えられているという点に特徴があります。これは、一連の刑事手続から見れば入口段階での活動のため、我々は入口支援と呼んでおりますが、本人を取り巻く事情を十分に検討した上、敢えて裁判にすることなく社会復帰ができると思われる人に対しては、その段階で再犯防止の活動につなぐことをしております。この際、保護観察所の協力は不可欠ですが、保護観察所を通じて、自治体、医療・福祉施設、非営利活動法人、ボランティア等、本日登壇いただきました人々との協力も不可欠であり、私どもも、この連携強化に日々努めているところです。

来年のシンポジウムでは、このような検察庁の活動にも御関心や御支援を得られるよう、プログラムを考えたいと思っております。

終わりに当たり、皆様には、改めて再犯防止活動に対する引き続きの御協力・御支援をお願いしまして、私の閉会の辞とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

#### ↓基調講演の様子



↑パネル展の様子

展示したパネルはこちらから→

